



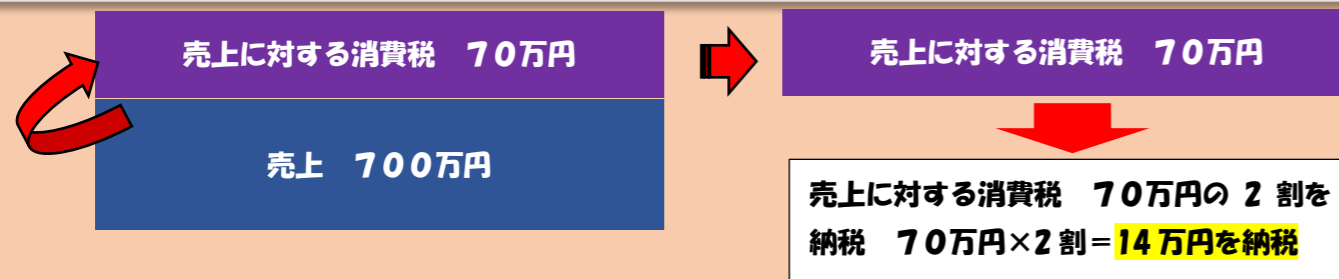
公益社団法人 船橋青色申告会
 発行者 梅澤和夫
 編集 広報委員会
 〒273-0001 船橋市市場1丁目3番9号
 電話 047(422)3111(代)
 FAX 047(425)4460

http://www.fu-airo.com 5月末会員数 3,240名(内準会員数 166名)(年5回発行)

インボイス制度 に関する改正について

1. 免税事業者からインボイス発行事業者になられた方

納税額を売上税額の**2割**に軽減 (2割特例)



適用となる事業者

●インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者つまり、「基準期間の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

留意点

●一般課税、簡易課税どちらを選択していても2割特例を適用可能
 適用にあたっては事前の届け出は不要であり、申告時に選択することができます。

対象期間

●令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

4面をみてください。

2. 一定規模以下の事業者の方

1万円未満の取引、インボイス保存不要

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

具体例

- 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合はインボイスの保存が不要
- 5千円の商品と7千円の商品を同時に購入(合計1万2千円)税込1万円以上の取引となる為インボイスの保存が必要

対象期間

●令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

3. すべての事業者の方

1万円未満の値引き等、
 返還インボイス交付免除

4. これから登録される免税事業者の方

登録希望日に登録が可能に
 登録したい日の15日前の日までに登録すること

夏期休業は8月14日(月)～8月16日(水)までです。

令和5年分上期源泉徴収税が0円の方に限りお電話での相談も受け付けます。(税務署に報告した控を後日ご郵送致します。)

7月上旬に、青色会館で源泉税相談会を開催しておりますが、源泉徴収税納付が0円の方に限りお電話でのご相談も承ります。また各公民館につきましては利用者の減少により開催を見送りさせていただきます。

電話でのご相談の場合、次のことを伝えてください。

- お名前 会員番号
- 専従者、従業員の方のお名前
- 1月～6月までの毎月のお給料



0円の場合のお電話で対応
 一人でも税額が出る場合は会館
 へ来てください

※源泉税納付額がある方は誠に恐縮ですが、青色会館の相談会をご利用ください。
 6月12日(月)～7月10日(月) 源泉税相談会

大切なお願い

税務署に届け出た申請の控えや確定申告書や消費税申告書の控えは大切に保管してください。
 青色申告会では、どの申請書を提出したかの記録、確定申告書の控えなどは保管をいたしません。

どんな届出を税務署に提出しているかご自身で管理をお願いいたします。

以下のようなことがあります。

- 税務署に青色承認申請書を提出しているかどうか分からない。
- 確定申告書(控)をなくした。
- 消費税に申告時一般課税か、簡易課税か分からない。
- 消費税の申告が必要かどうか把握していない。

2年前の課税売上高が1,000万円を超えているか必ずご自身で申告書の控えを再度確認してください。口頭での確認はトラブルの原因になりますのでよろしくお願いいたします。

申告書

届出書

ファイリング
 することをお
 勧めします。

源泉納付期限は7月10日(月)までです。源泉納付が無い場合でも、納付書を税務署に提出しなければなりません。